

環境省告示第二十七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

環境大臣 大塚 珠代

別表第一を次のように改める。

自動車の種類別	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用	技術的の最大許容質量が十二トンを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	自動車騒音の大きさの許容限度	
					定常走行騒音
					近接排気騒音
				加速走行騒音	
				八十一デシベル	

に供する自動車
並びに三輪自動
車及び二輪自動
車を除く。）

<p>技術的最大の許 容質量が三・ 五トンを超え 、十二トン以 下のもの</p>	<p>最高出力が百三十 五キロワット以下 のもの</p>	<p>最高出力が百三十 五キロワットを超 えるもの</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>七十五デシ ベル</p>	<p>七十六デシ ベル</p>	<p>最高出力が百五十 キロワット以下の もの</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>七十七デシ ベル</p>	<p>最高出力が百五十 キロワットを超え 、二百五十キロワ ット以下のもの</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>七十九デシ ベル</p>
--	--------------------------------------	---------------------------------------	----------	----------	----------	----------	---------------------	---------------------	-------------------------------------	----------	----------	---------------------	---	----------	----------	---------------------

専ら乗用の用に 供する乗車定員 九人を超える普 通自動車、小型 自動車及び軽自 動車（いずれも 三輪自動車及び 二輪自動車を除 く。）	技術的 最大許 容質量 が五ト ンを超 えるも の		技術的 最大許 容質量 が二・ 五トン 以下の もの	技術的 最大許 容質量 が二・ 五トン を超え 、三・ 五トン 以下の もの
	最高出力 が二百五 十キロワ ットを超 えるもの	最高出力 が百五十 キロワッ トを超え 、二百五 十キロワ ット以下 のもの		
	・	・	・	・
	七十七 デシ ベル	七十八 デシ ベル	七十一 デシ ベル	七十二 デシ ベル

技術的 最大許容質量が二・五トン	技術的 最大許容質量が二・五トン を超え、三・五トン以下のもの	技術的 最大許容質量が三・五トンを超え、五トン以下のもの		最高出力が百五十 キロワット以下のもの
		最高出力が百三十五 キロワット以下のもの	最高出力が百三十五 キロワットを超えるもの	
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
七十デシベル	七十二デシベル	七十三デシベル	七十四デシベル	七十四デシベル

	<p>専ら乗用の用に 供する乗車定員 九人以下の普通 自動車、小型自 動車及び軽自動 車（いずれも三 輪自動車及び二 輪自動車を除く 。）</p>
<p>以下のもの</p>	<p>P M R が二百を超え、乗車定員四 人以下、かつ、R ポイントの地上 高さが四百五十ミリメートル未満 のもの</p>
<p>P M R が百六十を超えるもの（P M R が二百を超え、乗車定員四人 以下、かつ、R ポイントの地上高 さが四百五十ミリメートル未満の ものを除く。）</p>	<p>P M R が百二十を超え、百六十以 下のもの</p>
	<p>・</p>
	<p>・</p>
	<p>・</p>
<p>ル</p>	<p>七十四デシ ベル</p>
<p>七十三デシ ベル</p>	<p>七十一デシ ベル</p>

	<p>三輪の小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車を除く。）</p>
<p>P M R が百二十以下のもの</p>	<p>車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの</p>
	<p>すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セ</p>
<p>業用自動車</p>	<p>すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セ</p>
<p>・</p>	<p>八十三デシベル</p>
<p>・</p>	<p>九十九デシベル</p>
<p>七十デシベル</p>	<p>八十二デシベル</p>

	<p>車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの</p>
<p>ミトラレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの</p>	<p>すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの</p>
	<p>八十デシベル</p>
	<p>九十八デシベル</p>
	<p>八十デシベル</p>

		専ら乗用の用に 供する乗車定員 十人以下の三輪 の小型自動車及 び軽自動車			
	側車付二輪自動 車以外のもの	側車付二輪自動 車	車両の後部に原動機を有するもの 以外のもの	車両の後部に原動機を有するもの	の 車両総重量が三・五トン以下のもの
	P M R が五十を 超えるもの				
	・	ベル 七十二デシ	ベル 七十二デシ	ベル 七十二デシ	ベル 七十四デシ
	・	ル 九十四デシベ	ル 九十六デシベ	百デシベル	ル 九十七デシベ
	ベル 七十七デシ	ベル 七十三デシ	ベル 七十六デシ	ベル 七十六デシ	ベル 七十六デシ

		二輪の軽自動車			
		側車付二輪自動車			
側車付二輪自動 車以外のもの		側車付二輪自動 車以外のもの			
PMRが二十五 を超え、五十以 下のもの	PMRが五十を 超えるもの	PMRが二十五 以下のもの	PMRが二十五 を超え、五十以 下のもの		
・	・	・	・	・	・
		七十一デシ ベル			
・	・	・	・	・	・
		九十四デシベ ル			
ベル 七十四デシ	ベル 七十七デシ	ベル 七十三デシ	ベル 七十三デシ	ベル 七十四デシ	ベル 七十四デシ

				第一種原動機付 自転車	
				最高速度が五十 キロメートル毎 時を超えるもの (二輪のものに 限る。)	
	三輪以上のもの又は最高速度が五 十キロメートル毎時以下のもの	P M Rが二十五 以下のもの	下のもの	P M Rが二十五 を超え、五十以 下のもの	P M Rが二十五 以下のもの
ベル	六十五デシ	・		・	・
ル	八十四デシベ	・		・	・
ベル	七十一デシ	ベル 七十三デシ	ベル 七十四デシ	ベル 七十七デシ	ベル 七十三デシ

第二種原動機付 自転車（規則第 一条第二項に規 定する第二種原 動機付自転車を いう。以下同じ 。）	P M R が五十を超えるもの	・	・	七十七デシ ベル
	P M R が二十五を超え、五十以下 のもの	・	・	七十四デシ ベル
	P M R が二十五以下のもの	・	・	七十三デシ ベル

備考

一 定常走行騒音とは、日本工業規格 D 八三一 に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車

にあつては二十五キロメートル毎時)で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント(小型自動車及び軽自動車(いずれも二輪自動車に限る。))並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント)の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置(排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置)で排気管の開口部中心の高さ(排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ)において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音

を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもので及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四 技術的・最大許容質量とは、車両の構造特性及び設計性能に基づいて自動車製作者が車両に与えることができる最大質量をいう。

- 五 P M Rとは、車両の原動機特性（最高出力）と車両の質量との比をいう。
- 六 Rポイントとは、国際連合の車両構造に関する統合決議（ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.3をいう。以下「統合決議」という。）に規定する高さをいう。
- 七 技術的許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下（Rポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものに限る。）の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）に変更する場合にあつては、変更後の車両に適用する許容限度は、技術的許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。
- 八 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並びに技術的許容質量が十二トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち統合決議の規定に基づきオフロード用に設計された自動車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とし、その他の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（

専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車であつて、技術的最大許容質量が二トン以下のもの、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に一デシベルを加えた値を許容限度とする。

九 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち車いすを収容するために特別に製造又は改造された自動車及び統合決議に規定する防弾車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうちガソリンのみを燃料とするものにあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十一 技術的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち総排気量六百六十cc以下であり、技術的最大許容質量を用いて計算したPMRが三十五以下及び前軸中心と運転者席のRポイントの水平距離が千百ミリメートル未満のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び

軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の
許容限度とする。

附 則

この告示は、平成二十八年三月十八日から施行する。

自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件新旧対照条文（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一</p> <p>一～六（略）</p>		<p>別表第一</p> <p>一～六（略）</p>	
自動車騒音の大きさの許容限度		自動車騒音の大きさの許容限度	
自動車の種類別		自動車の種類別	
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供するもの）	技術的最大限度が二百五十キロワットを超えるもの	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供するもの）	技術的最大限度が二百五十キロワットを超えるもの
最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの
・	・	・	・
デシベ	デシベ	デシベ	デシベ
七十九	八十一	八十一	八十二
行騒音	定常走行騒音	行騒音	定常走行騒音
行騒音	近接排気騒音	行騒音	近接排気騒音
行騒音	加速走行騒音	行騒音	加速走行騒音

自動車並
びに三輪
自動車及
び二輪自
動車を除
く。

技術的 最大許容 質量が二 ・五トンを超え、三・五	技術的 最大許容 質量が三・ 五トンを超え、十 二トン以 下のもの		技術的 最大許容 質量が三・ 五トンを超え、十 二トン以 下のもの		え、二百五 十キロワッ ト以下のも の
	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	
・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	
七十三 デシベ	七十五 デシベ	七十六 デシベ	七十七 デシベ	七十七 デシベ	

自動車並
びに三輪
自動車及
び二輪自
動車を除
く。

技術的 最大許容 質量が二 ・五トンを超え、三・五	技術的 最大許容 質量が三・ 五トンを超え、十 二トン以 下のもの		技術的 最大許容 質量が三・ 五トンを超え、十 二トン以 下のもの		え、二百五 十キロワッ ト以下のも の
	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	
・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	
七十四 デシベ	七十七 デシベ	七十八 デシベ	七十九 デシベ	七十九 デシベ	

専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いづれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)	技術的 最大許容質量が二 ・五トン以下のもの	トン以下のもの
	最高出力が二百五十キロワットを 超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの
・	・	・
・	・	・
ル デシベ 七十四	ル デシベ 七十一	ル

専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いづれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)	技術的 最大許容質量が二 ・五トン以下のもの	トン以下のもの
	最高出力が二百五十キロワットを 超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超えるもの
・	・	・
・	・	・
ル デシベ 七十六	ル デシベ 七十二	ル

の用に供 専ら乗用							のもの
	技術的 最大許容 質量が二 ・五トン 以下のもの	技術的 最大許容 質量が二 ・五トン を超え、 三・五 トン以下 のもの	技術的 最大許容 質量が二 ・五トン を超え、 三・五 トン以下 のもの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	
車定員四人以下、かつ、 P M R が二百を超え、乗	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	
七十四 デシベ	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	

の用に供 専ら乗用							のもの
	技術的 最大許容 質量が二 ・五トン 以下のもの	技術的 最大許容 質量が二 ・五トン を超え、 三・五 トン以下 のもの	技術的 最大許容 質量が二 ・五トン を超え、 三・五 トン以下 のもの	最高出力が 百三十五キ ロワット以 下のもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	
車定員四人以下、かつ、 P M R が二百を超え、乗	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	
七十五 デシベ	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	七十 デシ ベル	

三輪の小型自動車	車両総重量が三・	すべての車輪に動力を	P M Rが百二十以下のもの	P M Rが百二十を超え、百六十以下のもの	P M Rが百二十を超え、百六十以下のもの	トル未満のものを除く。	高さ四百五十ミリメートル未満のものを除く。	軽自動車、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さ四百五十ミリメートル未満のもの（P M Rが二百を超える、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さ四百五十ミリメートル未満のもの（P M Rが二百を超える	小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く）	する乗車定員九人以下の普通自動車	Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のもの
	八十三									九十九	八十二
デシベ	八十三		・	・	・						
デシベ	九十九		・	・	・						
デシベ	八十二		七十デシベル	七十デシベル	七十デシベル						

三輪の小型自動車	車両総重量が三・	すべての車輪に動力を	P M Rが百二十以下のもの	P M Rが百二十を超え、百六十以下のもの	P M Rが百二十を超え、百六十以下のもの	トル未満のものを除く。	高さ四百五十ミリメートル未満のものを除く。	軽自動車、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さ四百五十ミリメートル未満のもの（P M Rが二百を超える、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さ四百五十ミリメートル未満のもの（P M Rが二百を超える	小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く）	する乗車定員九人以下の普通自動車	Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のもの
	八十三									九十九	八十二
デシベ	八十三		・	・	・						
デシベ	九十九		・	・	・						
デシベ	八十二		七十二デシベル	七十二デシベル	七十二デシベル						

及び軽自動車（い ずれも専 ら乗用の 用に供す る自動車 を除く。）	五トンを超え、原 動機の最 高出力が 百五十キ ロワット を超える もの	伝達できる 構造の動力 伝達装置を 備えたもの 、セミトレ ーラをけん 引するけん 引自動車及 びクレーン 作業用自動 車	八十二 デシベ ル	八十一 デシベ ル
		すべての車 輪に動力を 伝達できる 構造の動力 伝達装置を 備えたもの 、セミトレ ーラをけん 引するけん 引自動車及 びクレーン 作業用自動 車	九十九 デシベ ル	八十二 デシベ ル
		すべての車 輪に動力を 伝達できる 構造の動力 伝達装置を 備えたもの 、セミトレ ーラをけん 引するけん 引自動車及 びクレーン 作業用自動 車	八十一 デシベ ル	九十九 デシベ ル

及び軽自動車（い ずれも専 ら乗用の 用に供す る自動車 を除く。）	五トンを超え、原 動機の最 高出力が 百五十キ ロワット を超える もの	伝達できる 構造の動力 伝達装置を 備えたもの 、セミトレ ーラをけん 引するけん 引自動車及 びクレーン 作業用自動 車	八十二 デシベ ル	八十一 デシベ ル
		すべての車 輪に動力を 伝達できる 構造の動力 伝達装置を 備えたもの 、セミトレ ーラをけん 引するけん 引自動車及 びクレーン 作業用自動 車	九十九 デシベ ル	八十二 デシベ ル
		すべての車 輪に動力を 伝達できる 構造の動力 伝達装置を 備えたもの 、セミトレ ーラをけん 引するけん 引自動車及 びクレーン 作業用自動 車	八十一 デシベ ル	九十九 デシベ ル

以下のもの 車両総重量が三・五トン	の							の 車以外のも 作業用自動 びクレーン
	備えたもの 以外のもの	伝達装置を 備えたもの	構造の動力 伝達装置を 備えたもの	伝達できる 輪に動力を 備えたもの	すべての車 輪に動力を 備えたもの	百五十キ ロワット 以下のも 備えたもの	高出力が 動機の最 超え、原 五トン 量が三・ 五トン を	
デシベ 七十四				ル	デシベ 七十九		シベル	八十デ
デシベ 九十七				ル	デシベ 九十八		ル	九十八 デシベ
デシベ 七十六					シベル 八十デ		ル	八十一 デシベ

以下のもの 車両総重量が三・五トン	の							の 車以外のも 作業用自動 びクレーン
	備えたもの 以外のもの	伝達装置を 備えたもの	構造の動力 伝達装置を 備えたもの	伝達できる 輪に動力を 備えたもの	すべての車 輪に動力を 備えたもの	百五十キ ロワット 以下のも 備えたもの	高出力が 動機の最 超え、原 五トン 量が三・ 五トン を	
デシベ 七十四				ル	デシベ 七十九		シベル	八十デ
デシベ 九十七				ル	デシベ 九十八		ル	九十八 デシベ
デシベ 七十六					シベル 八十デ		ル	八十一 デシベ

		二輪の小型自動車		側車付二輪自動車		側車付二輪自動車以外のもの		PMRが二		PMRが五		十を超える		十五を超える	
		二輪の小型自動車		側車付二輪自動車		側車付二輪自動車以外のもの		PMRが二		PMRが五		十を超える		十五を超える	
専ら乗用の用に供する乗車	定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二
専ら乗用の用に供する乗車	定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	九十六	九十六	九十四	九十四	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六
専ら乗用の用に供する乗車	定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	七十六	七十六	七十三	七十三	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六

		二輪の小型自動車		側車付二輪自動車		側車付二輪自動車以外のもの		PMRが二		PMRが五		十を超える		十五を超える	
		二輪の小型自動車		側車付二輪自動車		側車付二輪自動車以外のもの		PMRが二		PMRが五		十を超える		十五を超える	
専ら乗用の用に供する乗車	定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二
専ら乗用の用に供する乗車	定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	九十六	九十六	九十四	九十四	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六
専ら乗用の用に供する乗車	定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	七十六	七十六	七十三	七十三	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六

自動車				二輪の軽	
側車付二輪自動車			側車付二輪自動車		
十五以下の P M R が二	の もの 、 五十以下 十五を超え	P M R が二	の もの 十を超える	P M R が五	の もの 、 五十以下 十五以下の P M R が二
・		・		・	ル デシベ 七十一
・		・		・	ル デシベ 九十四
デシベ 七十三	ル デシベ	七十四	ル デシベ	七十七	ル デシベ 七十三

自動車				二輪の軽	
側車付二輪自動車			側車付二輪自動車		
十五以下の P M R が二	の もの 、 五十以下 十五を超え	P M R が二	の もの 十を超える	P M R が五	の もの 、 五十以下 十五以下の P M R が二
・		・		・	ル デシベ 七十一
・		・		・	ル デシベ 九十四
デシベ 七十三	ル デシベ	七十四	ル デシベ	七十七	ル デシベ 七十三

第一種原 動機付自 転車	第二種原 動機付自 の	三輪以上のもの又は最高 速度が五十キロメートル 毎時以下のもの	P M R が二 十五以下の もの		P M R が二 十五を超え 、五十以下 のもの		P M R が五 十を超える もの	最高速度が 五十キロメ ートル毎時 を超えるも の（二輪の ものに限る もの）
			七十三 デシベ ル	七十四 デシベ ル	七十三 デシベ ル	七十七 デシベ ル		
ル	七十七 デシベ ル	七十一 デシベ ル	ル	七十四 デシベ ル	ル	七十七 デシベ ル	ル	ル
ル	七十七 デシベ ル	七十一 デシベ ル	ル	七十四 デシベ ル	ル	七十七 デシベ ル	ル	ル
ル	七十七 デシベ ル	七十一 デシベ ル	ル	七十四 デシベ ル	ル	七十七 デシベ ル	ル	ル

第一種原 動機付自 転車	第二種原 動機付自 の	三輪以上のもの又は最高 速度が五十キロメートル 毎時以下のもの	P M R が二 十五以下の もの		P M R が二 十五を超え 、五十以下 のもの		P M R が五 十を超える もの	最高速度が 五十キロメ ートル毎時 を超えるも の（二輪の ものに限る もの）
			七十三 デシベ ル	七十四 デシベ ル	七十三 デシベ ル	七十七 デシベ ル		
ル	七十七 デシベ ル	七十一 デシベ ル	ル	七十四 デシベ ル	ル	七十七 デシベ ル	ル	ル
ル	七十七 デシベ ル	七十一 デシベ ル	ル	七十四 デシベ ル	ル	七十七 デシベ ル	ル	ル
ル	七十七 デシベ ル	七十一 デシベ ル	ル	七十四 デシベ ル	ル	七十七 デシベ ル	ル	ル

則第一条			
第二項に規定する第二種原動機付自転車	PMRが二十五を超え、五十以下のもの	・	七十四
PMRが二十五以下のもの	・	・	七十三
同じ。）			ル デシベ

備考

一 一定常走行騒音とは、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。

この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自

則第一条			
第二項に規定する第二種原動機付自転車	PMRが二十五を超え、五十以下のもの	・	七十四
PMRが二十五以下のもの	・	・	七十三
同じ。）			ル デシベ

備考

一 一定常走行騒音とは、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。

この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自

動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則３で規定する走行中の自動車騒音を同附則３の試験方法により測定した騒音。小型

動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則３で規定する走行中の自動車騒音を同附則３の試験方法により測定した騒音。小型

自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四 技術的最大の許容質量とは、車両の構造特性及び設計性能に基づいて自動車製作者が車両に与えることができる最大質量をいう。

五 P M Rとは、車両の原動機の特性（最高出力）と車両の質量との比をいう。

六 Rポイントとは、国際連合の車両構造に関する統合決議（ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.3をいう。以下「統合決議」という。）に規定する高さをいう。

七 技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下（Rポイントの高さが八百五十三ミリメートルを超えるものに限る。）の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）に変更する場合には、変更後の車両に適用する許容限度は、技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

四 技術的最大の許容質量とは、車両の構造特性及び設計性能に基づいて自動車製作者が車両に与えることができる最大質量をいう。

五 P M Rとは、車両の原動機の特性（最高出力）と車両の質量との比をいう。

六 Rポイントとは、国際連合の車両構造に関する統合決議（ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.3をいう。以下「統合決議」という。）に規定する高さをいう。

七 技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下（Rポイントの高さが八百五十三ミリメートルを超えるものに限る。）の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）に変更する場合には、変更後の車両に適用する許容限度は、技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

八 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的
最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び
軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並
びに技術的<sup>最大許容質量が十二トンを超える普通自動車、小
型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動
車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち統合決
議の規定に基づきオフロード用に設計された自動車にあつて
は、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限
度に二デシベルを加えた値を許容限度とし、その他の普通自
動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車
定員九人以下の自動車であつて、技術的<sup>最大許容質量が二ト
ン以下のもの、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつ
ては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容
限度に一デシベルを加えた値を許容限度とする。</sup></sup>

九 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小
型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車
を除く。）のうち車いすを収容するために特別に製造又は改
造された自動車及び統合決議に規定する防弾車にあつては、
車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に
二デシベルを加えた値を許容限度とする。

八 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的
最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び
軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並
びに技術的<sup>最大許容質量が十二トンを超える普通自動車、小
型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動
車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち統合決
議の規定に基づきオフロード用に設計された自動車にあつて
は、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限
度に二デシベルを加えた値を許容限度とし、その他の普通自
動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車
定員九人以下の自動車であつて、技術的<sup>最大許容質量が二ト
ン以下のもの、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつ
ては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容
限度に一デシベルを加えた値を許容限度とする。</sup></sup>

九 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小
型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車
を除く。）のうち車いすを収容するために特別に製造又は改
造された自動車及び統合決議に規定する防弾車にあつては、
車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に
二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的
最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び
軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の
うちガソリンのみを燃料とするものにあつては、車両に適用
する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベル
を加えた値を許容限度とする。

十一 技術的許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小
型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動
車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち総排気
量六百六cc以下であり、技術的許容質量を用いて計
算したPMRが三十五以下及び前軸中心と運転者席のRポイ
ントの水平距離が千ミリメートル未満のものにあつては、
車両に適用する許容限度は、技術的許容質量が二・五ト
ンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽
自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自
動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

（削る。）

十 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的
最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び
軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の
うちガソリンのみを燃料とするものにあつては、車両に適用
する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベル
を加えた値を許容限度とする。

十一 技術的許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小
型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動
車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち総排気
量六百六cc以下であり、技術的許容質量を用いて計
算したPMRが三十五以下及び前軸中心と運転者席のRポイ
ントの水平距離が千ミリメートル未満のものにあつては、
車両に適用する許容限度は、技術的許容質量が二・五ト
ンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽
自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自
動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

十二 技術的許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小
型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動
車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並びにこれら

別表第二丁四（略）

から変更した専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち技術的最大の許容質量が二・五トン以下、運転者席のRポイントの高さが八百ミリメートル以上、原動機の重心が前軸後方三百ミリメートルから千五百ミリメートルの範囲内、総排気量六百六十ccを超え、千四百九十五cc以下、かつ、後輪駆動のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

別表第二丁四（略）